



JIGA 環境ニュース 03/06

2006年2月10日
日本産業ガス協会
環境保全 W/G

石綿（アスベスト）に関する規制について

石綿が社会的に大きな問題となっており、マスコミ等にも大きく取り上げられています。厚生労働省、環境省、経済産業省等から通達・要請等が数多く出されています。また、平成17年7月1日から労働者の健康障害防止対策の充実を図るため「石綿障害予防規則」が施行されました。

現在および過去に石綿の暴露された方の健康被害への対応と今後石綿による健康被害の防止という観点から、現在までの行政からの指示等をまとめますと大きく下記の4項目になります。(平成17年11月29日現在)

1. 石綿に暴露された方の健康被害への対応

厚生労働省より平成17年9月30日付、基安発第0930001号「石綿障害予防規則に基づく措置の遵守徹底に係る協力依頼について」(JIGAホームページ協会ニュースに掲載)により、以下の項目について実施しなければなりません。

- ① 石綿の取扱い等の作業を過去に行っていた事業所においては、当該作業に従事したことのある労働者に対して、石綿障害予防規則に基づき健康診断を確実に実施し、その結果を労働基準監督署へ報告すること。
- ② 現在も石綿取扱い等作業を行っている事業場においては、健康診断の実施・報告とともに、石綿障害予防規則に基づく各種措置を確実に実施すること。

また、石綿の取扱い等の作業に従事し、すでに退職した方についても石綿に係る健康診断実施の要請がされています。

会員企業は上記①②項の法定事項の確実な実施と、過去に石綿に暴露し退職した作業者の把握と健康診断の要請に対応してください。

今後、政府は制定を予定している「石綿による健康被害の救済に関する法律（仮称）」により、原因企業からの拠出金と国の財源を合わせた基金を創設する方針を固め、労働災害の適用を受けずに死亡した従業員や、労災補償の対象外となる家族、工場周辺住民などに補償を行うことがマスコミに取り上げられています。この「石綿による健康被害の救済に関する法律（仮称）」の内容について注目していく必要があります。

2. 既存建築物に使用されている吹付け石綿調査

吹付け石綿は飛散性があり特に危険であるので、国土交通省等の要請により、各自治体、企業は既存建築物（1000平方メートル以上）に使用されている吹付け石綿の調査を行っています。1000平方メートル未満の建物についても、吹付け石綿の有無を調査し、今後政府から指示があることが予想される「撤去」もしくは「封じ込め」の対策を行う準備をしておくことをお勧めします。

また、吹付け石綿があると特定された建物については、その中に入って作業を行う作業等が石綿による健康被害にあわないため、「吹付け石綿」があることの周知徹底と、必要に応じて保護具の着用が重要となります。

3. 石綿含有製品撤去工事に対する飛散防止対策の徹底

既存建築物に使用されている石綿含有製品の撤去作業については「石綿障害予防規則」により、工事方法や一定規模の工事についての届出及び表示について決められています。しかし、各自治体においては、工事の規模に関わらず届出を求める自治体や、届け出る工事の規模を小さく定めている自治体があります。石綿含有製品の撤去作業を行う場合は、各自治体に届出が必要かどうか確認する必要があります。

4. 石綿含有製品の早期の代替化要請

平成16年10月より1%以上石綿を含有する製品の製造・使用が原則禁止されました。しかし、ガasketに使用されている石綿等は、平成20年までは製造を認められていました。今回の石綿問題を受け、関係省庁は早期製造禁止を業界に要請しています。今後新たに使用するガasket等の製品には、代替品がある場合は石綿を含有しないものを使用してゆく必要があります。

有限責任中間法人 日本産業ガス協会

JIGA (JAPAN INDUSTRIAL GASES ASSOCIATION)

〒108-0014 東京都港区芝 5-30-9

TEL : 03-5427-6020 FAX : 03-5427-0020

INTERNET : <http://www.jiga.gr.jp>